

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第8回

熊野町農業委員会

令和4年第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年9月20日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	立花 宏保
----	----	-------

委員	6番	木原 哲男
----	----	-------

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
------	------

課長補佐	諏訪本 壮太
------	--------

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第8回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>5番 立花委員、6番 木原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>日程第1 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」と日程第2 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」と日程第3 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、報告と議案を合わせて一括議題としたいと思いますが、ご異議はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議が無いようですので、日程第1 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」と日程第2 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」と日程第3 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第39、40、41号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、初神地区、〇〇〇〇〇から南に約100メートルのところに位置する田5筆、畑1筆の合計6筆でございます。現況は作付けされておりますが一部は休耕状態となっております。</p> <p>転用目的としましては、太陽光発電設備の設置となっており、転用面積は、全体で2547㎡、太陽光パネル枚数は418枚が計画されています。</p> <p>譲渡人は、高齢等の事情により農業を続けることが困難であるとのことで、今後も耕作予定は無く、手入れ等の作業を続けていくことが困難なため、売電事業者である譲り受け人へ売買で所有権移転するとのことです。</p>

	<p>なお、今回の計画地の内、〇〇〇〇〇については、平成30年7月豪雨災害で石垣を被災されており、この段階では〇〇〇〇〇は、農業を継続されることを前提として、災害復旧工事を実施した場所ではありますが、持病を患い、後継者もなく、農業を継続していくことが困難であるとの経緯書が提出されており、転用はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>被害防除措置計画書によると、土地の造成及び整地等を行わず、草刈程度のみを行い、現状のまま太陽光パネルを設置するとのことでした。</p> <p>その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>議案39号についての〇〇〇〇〇さんの件については、〇〇〇〇〇から東に下ったところでありまして、2筆が続いています。</p> <p>2筆とも以前は耕作されていたようですが、現在は周囲に雑草が生えておると、中には稲を植えておられたのですが、そこにヒエが生えており、放棄地のようになっています。</p> <p>今、役場の方からも説明がありましたように、病気で耕作が出来ないような状況になったということですが、最初は水稻を少しやっていたが、途中で具合が悪くなったということで、放棄されたのだらうと思いました。</p> <p>この場所につきましては、すぐ隣接した所に水路があり、町道が出来ております。場所としては、町道に接しているのでアクセスは良く、便利が良いところで農業が出来ないこともないと思いました。</p> <p>それから、この田は、2面が道路に接しており、今の状況であれば太陽光にしても周辺へ与える影響はなく、水についても下の方の田んぼを作っておられる方に対しても何ら問題にならないと思いました。</p> <p>申請のうち、1筆は結構大きく、もう1つは130㎡と小さい土地ですが、大きい田と水平な位置となります。この小さい130㎡は傾斜地になっており、上に畑がありまして、稲作を行うには少し難しいかなと思いました。</p> <p>田としては難しいですが、太陽光なら少々の勾配があっても脚の方で調節し</p>

て発電する面が安定して設置されておれば何ら問題はないだろうと考えました。

太陽光で問題になるのが周辺への反射光と思いますが、この問題についても近所に家が無いので問題ないと感じました。

次に議案40号について、説明をさせていただきます。

申請地は3枚からなっておりまして、上から594㎡、144㎡、198㎡と3つの田から出来ておりますけども、P10を見て頂ければ様子が分かりますが、上が大、真ん中が小さく、下が中くらいと3つからなっており、上の広い田の地番が〇〇〇〇〇には現状、黒豆が植えてありました。稲作を辞めて大豆を作っているようで今はきれいに手入れがされて、大豆が出来ておりました。

2番目の真ん中の田んぼは、P9の2番目に記載のとおり、登記も畑になっています。畑で耕作されていたのですが、雑草がびっしりでした。

もう1面はP10の一番下の通路に面しており、ここも休耕されており雑草が生えていました。

この3筆の状況ですが、所有者は1人の方で、大きい農地は黒豆が作っており、下の2つの農地は作業をするには問題なく、作ろうと思ったら、作れないことはないというような状況でした。

39号のところで説明した田と接しておりますので、パネルを設置しても途中で通路が入ることは無く、この場所が一面、太陽光パネルになることでしょう。私が見る限りでは、問題になることはないと思いました。また、周囲に迷惑をかけることもありません。

次に議案41号について説明をさせていただきます。

さきほど説明した黒豆が作ってあるところと隣接しており、稲作がされておりました。

水害で崩れたところと接しており稲作がされている所は上側に家が2軒ありますが、うち1軒は人が住んでおり、もう1軒は倉庫のようになっておりましたが、中には物が置いてあるだけで人は住んで居ないことを確認し、周囲へ与える影響はほぼ無く、太陽光を設置しても問題にならないと確認しました。

39号、40号と3申請が全部太陽光になっても、太陽光の間に通路が無いので耕運機を通さねばならないというような立地状況ではありませんので、ク

	<p>レームもつかないと思います。</p> <p>以上が39号、40号、41号について、現場を見た感じは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。1件ずつお諮りします。</p> <p>日程第1 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第2 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第3 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>続いて、日程第4 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」から日程第10 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」までの7議案については、令和4年6月20日に開催した令和4年第5回農業委員会の審議事項にありました「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」の議案に関連する内容でありますので、まとめて事務局から説明することとし、1件ずつ審議していきたいと思いますが、ご異議はありません</p>

	か。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第4 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」から日程第10 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」までの7議案については、まとめて事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第42号から議案第48号までの7件の農地法第5条の規定による許可申請について、一括でご説明いたします。</p> <p>議案第42号から議案第48号までの7議案は、今年6月20日に開催した、令和4年第5回熊野町農業委員会の議案第20号から議案第26号までの議案として、「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」で、すでにご審議いただいた案件でございます。その審議をもって、今年8月初旬に計画書の一部変更を終え、いわゆる農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>今回は、そのことを踏まえて、農地転用手続きを行うものとなっております。転用目的は、すべて太陽光発電設備となっております。</p> <p>また、譲り渡し人は、それぞれとなっておりますが、譲受人は、すべて〇〇〇〇〇〇となっております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の現地調査につきましては、6月に行っておりますので、今回は行っておりません。</p> <p>それでは、各計画予定地について、簡単にご説明いたします。</p> <p>まず、議案第42号でございますが、配布させていただいております資料の21ページのとおりで、場所は、呉地地区の〇〇〇〇〇へ向かう道沿いで、〇〇〇〇〇から北西に位置する田3筆となっております。</p> <p>次に、議案第43号でございますが、配布させていただいております資料の27ページのとおりで、場所は、萩原地区の〇〇〇〇〇の北側に位置する田9筆となっております。</p> <p>次に、議案第44号の本件でございますが、配布させていただいております資料の33ページのとおりで、場所は、新宮地区、〇〇〇〇〇に位置する田3筆、畑1筆、合計4筆となっております。</p> <p>次に、議案第45号の本件でございますが、配布させていただいております資料の39ページのとおりで、場所は、新宮地区、〇〇〇〇〇から南西に約3</p>

	<p>0 m程度離れた場所に位置する田2筆となっております。</p> <p>次に、議案第46号の本件でございますが、配布させていただいております資料の45ページのとおりで、場所は、萩原地区、〇〇〇〇〇の南側に位置する田2筆となっております。</p> <p>次に、議案第47号の本件でございますが、配布させていただいております資料の51ページのとおりで、場所は、新宮地区、〇〇〇〇〇から南東に約150 m程度離れた場所に位置する田3筆となっております。</p> <p>次に、議案第48号の本件でございますが、配布させていただいております資料の57ページのとおりで、場所は、新宮地区にある〇〇〇〇〇から西側に位置してある田3筆となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。
議長	<p>では、1件ずつ審議に移ります。</p> <p>日程第4 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第4 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>では、次に日程第5 議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第5 議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	では、次に日程第6 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第6 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	では、次に日程第7 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第7 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	では、次に日程第8 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第8 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	では、次に日程第9 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第9 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	では、次に日程第10 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議に移ります。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第10 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第11 議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	まず、議案の差し替えがありましたので、お願いします。 変更としては、9月8日になって、転用面積を変更したいとの申し入れがあったため、これを受け付けたものでございます。 それでは、議案第49号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

	<p>それでは申請についてですが、申請地は、配布させていただいております図面のとおり、県道瀬野呉線を安芸区方面に向かい、〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇へ約400m程度進んだ周辺にある田1筆です。</p> <p>転用目的としましては、譲受人である孫が自宅を新築するため、譲り渡し人である祖父名義の土地を使用貸借する内容となっております。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>なお、許可は、本件に係る他法令の許可と同時に行うことと致します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>場所は、〇〇〇〇〇の一番東に位置し、突き当りを右に行くと〇〇〇〇〇、左に行くと〇〇〇〇〇の方になり、そちらへ進んだ先にある細長い田んぼで、周囲は上側も下側も〇〇〇〇〇さんの土地であり、ほとんど親戚が持っていて、土地の現況は稲作がされており、きれいに立派な稲が出来ていました。</p> <p>ここに家を建てると、三叉路の角になるため、建築工事になると期間中は交通の問題が起こる可能性があります、工事に気を付けて頂ければ大丈夫だと思います。</p> <p>水については、上下の田が親戚であり、迷惑をかけるところでは無いと判断いたしました。</p> <p>現状では、家への入口も〇〇〇〇〇さんが持っていると思いますし、親戚同士で形状変更して都合が良いように出来ると思います。場所も良いですし、初神のような人口が少ない所へこういう新しい家が作られることは地域の活性化のためにも良いと考えました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	<p>日程第 1 1 議案第 4 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、 ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 1 1 議案第 4 9 号「農地法第 5 条の 規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第 1 2 報告第 1 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について」と日程第 1 3 報告第 1 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規 定による届出について」と日程第 1 4 報告第 1 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、8 月の 1 か月間の間に 専決処分した届出書の受理について、同規程第 8 条に基づき、報告します。</p> <p>報告第 1 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 議案 6 9 ページのとおり、出来庭地区で 1 件です。</p> <p>報告第 1 5 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、議案 7 5 ページのとおり、新宮地区で 1 件です。</p> <p>報告第 1 6 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、議案 8 1 ページのとおり、新宮地区 1 件、初神地区 1 件、川角地区 1 件の、計 3 件 です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は 1 0 月 2 0 日 (木) に開催予定です。</p> <p>議案については 1 0 月 1 2 日 (水) 以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和 4 年第 8 回熊野町農業委員会を閉会します。</p>